

熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換及び災害により被災した浄化槽の復旧を図るため、市町村長が浄化槽を整備する者に対し助成する経費について、当該市町村長に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第2条に規定する浄化槽をいう。

(2) 単独処理浄化槽

浄化槽法第3条の2第2項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成12年法律第106号)附則第2条の規定により浄化槽とみなされたものをいう。

(3) くみ取り槽

建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第29条に規定する基準に適合するくみ取便所の便槽をいう。

(4) 浄化槽整備事業

市町村長が単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換及び災害により被災した浄化槽の復旧をする者に対して行う助成(以下「整備助成」という。)に要する経費について、当該市町村長に対し補助金を交付する事業をいう。

(5) 合併処理浄化槽整備促進事業

市町村長が単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する者に対して整備助成に上乗せして行う助成に要する経費について、当該市町村長に対し補助金を交付する事業をいう。

(6) 浄化槽改築事業

市町村長が被災した浄化槽を改築する者に対して行う助成に要する経費について、当該市町村長に対し補助金を交付する事業をいう。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率は、別表1のとおりとする。

(補助金の内示)

第4条 知事は補助金の交付を受けようとする市町村長に対して予算の範囲内で補助金の内示額を通知するものとする。

2 前項の内示額を決定するにあたり、知事は市町村長に対して必要な所要額の調査を実施するものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 前項の申請書は補助金の内示後速やかに提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書

(別記第2号様式)により行うものとする。

- 2 知事は、市町村長が当該年度に実施する事業であって、交付決定の前に行われた事業に要する経費についても、適当と認められる場合は、補助の対象とすることができる。

(変更申請)

第7条 規則第7条第1項の補助事業の内容の変更事由は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の減少額が30パーセントを超える場合
- (2) 前号のほか補助事業の内容に著しい変更が生じる場合
- 2 規則第7条第1項の変更申請書は、別記第3号様式によるものとする。
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、変更交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 規則第11条の規定による状況報告は、必要に応じ別に定めるところにより行うものとする。

(実績報告)

- 第10条 規則第13条の実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。
- 2 第1項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第6号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第16条第1項の請求書は、別記第7号様式によるものとする。

(証拠書類の保管期間)

第13条 規則第23条に規定する別に定める期間は、5年とする。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成15年7月16日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成18年9月28日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成19年10月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成21年6月1日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年8月15日から施行し、改正後の熊本県浄化槽設置整備事業補助金交付要項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年10月31日から施行し、改正後の熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年6月1日から施行し、改正後の熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年12月15日から施行し、改正後の熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項の規定は、令和2年7月4日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月15日から施行し、改正後の熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

別表1

1 補助基準額 (1)浄化槽整備事業	(① 浄化槽(②～⑤を除く))	
	5 人 槽1基当たり	332,000円
	6～7人槽1基当たり	414,000円
	8～10人槽1基当たり	548,000円
	11～20人槽1基当たり	939,000円
	21～30人槽1基当たり	1,472,000円
	31～50人槽1基当たり	2,037,000円
	51人槽～1基当たり	2,326,000円
	(② 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽)	
	5 人 槽1基当たり	360,000円
	6～7人槽1基当たり	462,000円
	8～10人槽1基当たり	585,000円
	11～20人槽1基当たり	1,092,000円
	21～30人槽1基当たり	1,860,000円
	31～50人槽1基当たり	2,496,000円
	51人槽～1基当たり	2,850,000円
	(③ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽)	
	5 人 槽1基当たり	474,000円
	6～7人槽1基当たり	570,000円
	8～10人槽1基当たり	723,000円
	(④ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽)	
	5 人 槽1基当たり	528,000円
	6～7人槽1基当たり	693,000円
	8～10人槽1基当たり	963,000円
	11～20人槽1基当たり	1,674,000円
	21～30人槽1基当たり	2,811,000円
	31～50人槽1基当たり	3,774,000円
	51人槽～1基当たり	4,201,000円
(⑤ BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽)		
5 人 槽1基当たり	489,000円	
6～7人槽1基当たり	654,000円	
8～10人槽1基当たり	903,000円	
11～20人槽1基当たり	1,551,000円	
21～30人槽1基当たり	2,607,000円	
31～50人槽1基当たり	3,501,000円	
51人槽～1基当たり	3,906,000円	

	<p>(補助基準額の特例)</p> <p>(1) 市町村長が助成する浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、12万円を上限として基準額に加算できる。</p> <p>(2) 市町村長が助成する浄化槽の設置に伴い、くみ取り槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として基準額に加算できる。</p> <p>(3) 市町村長が助成する単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽への転換に伴い、宅内配管工事(浄化槽への流入管(便所、台所、洗面所、風呂等からの排水)、ますの設置及び住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置を含む。)に要する費用が生じる場合には、30万円を上限として加算できる。</p> <p>(4) 住居の用以外に供する部分を持つ家屋(居住の用に供する部分の床面積を家屋の延べ床面積で除した割合が2分の1以上のものに限る)の補助基準額にあつては、実際の居住人員相当分の人槽とする。(次の「合併処理浄化槽整備促進事業」についても同じ)</p>																																		
<p>(2) 合併処理浄化槽整備促進事業</p>	<p>(① 浄化槽(②～⑤を除く))</p> <table data-bbox="550 1120 1181 1422"> <tr><td>5 人 槽1基当たり</td><td>166,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽1基当たり</td><td>207,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽1基当たり</td><td>274,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽1基当たり</td><td>469,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽1基当たり</td><td>736,000円</td></tr> <tr><td>31～50人槽1基当たり</td><td>1,018,000円</td></tr> <tr><td>51人槽～1基当たり</td><td>1,163,000円</td></tr> </table> <hr/> <p>(② 窒素又は磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽)</p> <table data-bbox="550 1500 1181 1803"> <tr><td>5 人 槽1基当たり</td><td>180,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽1基当たり</td><td>231,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽1基当たり</td><td>292,000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽1基当たり</td><td>546,000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽1基当たり</td><td>930,000円</td></tr> <tr><td>31～50人槽1基当たり</td><td>1,248,000円</td></tr> <tr><td>51人槽～1基当たり</td><td>1,425,000円</td></tr> </table> <hr/> <p>(③ 高度窒素除去能力を有する高度処理型の浄化槽)</p> <table data-bbox="550 1881 1181 2004"> <tr><td>5 人 槽1基当たり</td><td>237,000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽1基当たり</td><td>285,000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽1基当たり</td><td>361,000円</td></tr> </table>	5 人 槽1基当たり	166,000円	6～7人槽1基当たり	207,000円	8～10人槽1基当たり	274,000円	11～20人槽1基当たり	469,000円	21～30人槽1基当たり	736,000円	31～50人槽1基当たり	1,018,000円	51人槽～1基当たり	1,163,000円	5 人 槽1基当たり	180,000円	6～7人槽1基当たり	231,000円	8～10人槽1基当たり	292,000円	11～20人槽1基当たり	546,000円	21～30人槽1基当たり	930,000円	31～50人槽1基当たり	1,248,000円	51人槽～1基当たり	1,425,000円	5 人 槽1基当たり	237,000円	6～7人槽1基当たり	285,000円	8～10人槽1基当たり	361,000円
5 人 槽1基当たり	166,000円																																		
6～7人槽1基当たり	207,000円																																		
8～10人槽1基当たり	274,000円																																		
11～20人槽1基当たり	469,000円																																		
21～30人槽1基当たり	736,000円																																		
31～50人槽1基当たり	1,018,000円																																		
51人槽～1基当たり	1,163,000円																																		
5 人 槽1基当たり	180,000円																																		
6～7人槽1基当たり	231,000円																																		
8～10人槽1基当たり	292,000円																																		
11～20人槽1基当たり	546,000円																																		
21～30人槽1基当たり	930,000円																																		
31～50人槽1基当たり	1,248,000円																																		
51人槽～1基当たり	1,425,000円																																		
5 人 槽1基当たり	237,000円																																		
6～7人槽1基当たり	285,000円																																		
8～10人槽1基当たり	361,000円																																		

	<p>(④ 窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽)</p> <table border="0"> <tr><td>5 人 槽1基当たり</td><td>264, 000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽1基当たり</td><td>346, 000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽1基当たり</td><td>481, 000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽1基当たり</td><td>837, 000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽1基当たり</td><td>1, 405, 000円</td></tr> <tr><td>31～50人槽1基当たり</td><td>1, 887, 000円</td></tr> <tr><td>51人槽～1基当たり</td><td>2, 100, 000円</td></tr> </table> <hr/> <p>(⑤ BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽)</p> <table border="0"> <tr><td>5 人 槽1基当たり</td><td>244, 000円</td></tr> <tr><td>6～7人槽1基当たり</td><td>327, 000円</td></tr> <tr><td>8～10人槽1基当たり</td><td>451, 000円</td></tr> <tr><td>11～20人槽1基当たり</td><td>775, 000円</td></tr> <tr><td>21～30人槽1基当たり</td><td>1, 303, 000円</td></tr> <tr><td>31～50人槽1基当たり</td><td>1, 750, 000円</td></tr> <tr><td>51人槽～1基当たり</td><td>1, 953, 000円</td></tr> </table>	5 人 槽1基当たり	264, 000円	6～7人槽1基当たり	346, 000円	8～10人槽1基当たり	481, 000円	11～20人槽1基当たり	837, 000円	21～30人槽1基当たり	1, 405, 000円	31～50人槽1基当たり	1, 887, 000円	51人槽～1基当たり	2, 100, 000円	5 人 槽1基当たり	244, 000円	6～7人槽1基当たり	327, 000円	8～10人槽1基当たり	451, 000円	11～20人槽1基当たり	775, 000円	21～30人槽1基当たり	1, 303, 000円	31～50人槽1基当たり	1, 750, 000円	51人槽～1基当たり	1, 953, 000円
5 人 槽1基当たり	264, 000円																												
6～7人槽1基当たり	346, 000円																												
8～10人槽1基当たり	481, 000円																												
11～20人槽1基当たり	837, 000円																												
21～30人槽1基当たり	1, 405, 000円																												
31～50人槽1基当たり	1, 887, 000円																												
51人槽～1基当たり	2, 100, 000円																												
5 人 槽1基当たり	244, 000円																												
6～7人槽1基当たり	327, 000円																												
8～10人槽1基当たり	451, 000円																												
11～20人槽1基当たり	775, 000円																												
21～30人槽1基当たり	1, 303, 000円																												
31～50人槽1基当たり	1, 750, 000円																												
51人槽～1基当たり	1, 953, 000円																												
(3)浄化槽改築事業	災害に伴う浄化槽の改築に要する費用で、環境大臣に協議し承認を得た額。																												
2 対象経費	<p>(1) 浄化槽整備事業については、市町村長が、当該市町村の実施要項等に基づいて、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換して整備する者及び災害により被災した浄化槽を復旧するために整備又は修理する者に対し助成するために必要な経費。</p> <p>なお、整備には、環境省が定める浄化槽設置整備事業実施要綱第3に規定する単独処理浄化槽から浄化槽への転換に係る宅内配管工事及び単独処理浄化槽の撤去に必要な工事(浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。)を含むものとする。</p> <p>また、転換であっても住宅の新築若しくは増改築で延床面積が既存住宅の2倍を超える場合又は増改築により処理対象人員が増える場合は対象外とする。</p> <p>(2) 合併処理浄化槽整備促進事業については、単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合、市町村長が、当該市町村の実施要項等に基づいて、浄化槽を整備する者に対し助成するために必要な経費。</p> <p>ただし、整備助成に上乗せして助成するものに限る。</p>																												

	<p>また、転換であっても住宅の新築若しくは増改築で延床面積が既存住宅の2倍を超える場合、又は増改築により処理対象人員が増える場合は対象外とする。</p> <p>(3) 浄化槽改築事業については、市町村長が当該市町村の実施要項等に基づいて、被災した浄化槽を改築する者に対し助成するために必要な経費。</p>
<p>3 補助額</p>	<p>(1) 浄化槽整備事業及び合併処理浄化槽整備促進事業については、上欄の「基準額」と「対象経費」の実支出額を人槽区分ごとに比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>(2) (1)により選定された額の合計額と事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に、浄化槽整備事業については1/3以内(離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく事業については1/4以内)、合併処理浄化槽整備促進事業については1/2以内の補助率を乗じて得た額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 浄化槽改築事業については、上欄の「基準額」と「対象経費」の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額の合計と事業費から寄付金その他の収入減を控除した額とを比較して、少ない方の額に1/3以内の補助率を乗じて得た額を選定する。ただし、選定された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>4 対象となる建築物の用途</p>	<p>浄化槽整備事業及び合併処理浄化槽整備促進事業については、環境省が定める浄化槽設置整備事業実施要綱に基づき設置された循環型社会形成推進交付金対象施設及び地方創生汚水処理施設整備推進交付金対象施設であり、かつ、家屋(地方税法(昭和25年法律第226号)第73条第3号の定める「家屋」をいう。)のうち住宅であること。</p> <p>なお、住宅とは、居住の用に供するものをいい、以下のものを除く。</p> <p>(1) 居住の用以外に供する部分を持つ家屋にあつては、居住の用に供する部分の床面積を家屋の延べ床面積で除した割合が2分の1未満のもの</p> <p>(2) 貸主が、賃貸目的に所有しているもの。 (借主が貸主の承諾を得て借家に設置する場合を除く)</p>
<p>5 対象地域</p>	<p>浄化槽整備事業、合併処理浄化槽整備促進事業及び浄化</p>

	<p>槽改築事業については、次のアからウの全てに該当する地域であること。</p> <p>ア 下水道事業計画区域外であること、又は下水道事業計画区域であっても、下水道整備が当分の間(原則として7年以上)見込まれない地域で、水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第14条の7第1項に規定する生活排水対策重点地域であること</p> <p>イ 集落排水事業採択区域外であること。</p> <p>ウ その他の集合処理施設整備予定地域外であること。</p>
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記第1号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度（ 年度）熊本県浄化槽整備事業等補助金交付申請書

年度（ 年度）において、下記のとおり浄化槽整備事業等を実施したいので、熊本県補助金等交付規則第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
 - (1) 補助対象経費 金 円
 - (2) 補助金交付申請額 金 円

- 2 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分
(別紙1 浄化槽整備事業等所要額調書のとおり)

添付書類

- (1) 浄化槽整備事業等補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 浄化槽整備事業等補助金所要額内訳（別紙2）
- (3) 市町村補助金交付要項等
- (4) 浄化槽整備事業等補助事業財源表（別紙3）
- (5) 知事が必要と認める書類

【本件の責任者及び担当者の氏名、連絡先等】

- (1) 責任者： 所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者： 所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先： （電話番号・Eメールアドレス）

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県浄化槽整備事業等補助金
交付決定通知書

年（ 年） 月 日付け 第 号で申請のありました
年度熊本県浄化槽整備事業等補助金については、熊本県補助金等交付
規則第4条の規定により、下記の条件を付けて金 円を交付することに
決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項第7条に該当する事業内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

【本件の責任者及び担当者の氏名、連絡先等】

- (1) 責任者： 所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者： 所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先： （電話番号・Eメールアドレス）

別記第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度（ 年度）熊本県浄化槽整備事業等補助金
変更交付申請書

年（ 年） 月 日付け 第 号で補助金交付決定
通知のありました 年度浄化槽整備事業等を下記のとおり変更したいの
で、熊本県補助金等交付規則第7条の規定により関係書類を添えて申請しま
す。

記

1 補助金交付申請額 金 円
（うち前回までの申請額 金 円）

2 計画変更の理由

添付書類

- （1）浄化槽整備事業等補助金所要額調書（別紙1）
- （2）浄化槽整備事業等補助金所要額内訳（別紙2）
- （3）知事が必要と認める書類

【本件の責任者及び担当者の氏名、連絡先等】

- （1）責任者： 所属部署・職名・氏名
- （2）担当者： 所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先： （電話番号・Eメールアドレス）

別記第4号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県浄化槽整備事業等補助金
変更交付決定通知書

年（ 年）月 日付け 第 号で申請のありました
年度熊本県浄化槽整備事業等の変更については、熊本県補助金等交付
規則第7条第2項の規定により承認し、下記の条件を付けて 年度熊本県
浄化槽整備事業等補助金 金 円（前回までの交付決定額 金
円）に変更することに決定しましたので、同条第3項の規定により準用する同
規則第6条の規定により通知します。

記

補助の条件

- 1 熊本県浄化槽整備事業等補助金交付要項第7条に該当する事業内容の変更をする場合は、知事の承認を受けること。
- 2 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- 3 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

【本件の責任者及び担当者の氏名、連絡先等】

- (1) 責任者： 所属部署・職名・氏名
- (2) 担当者： 所属部署・職名・氏名
- (3) 連絡先： （電話番号・Eメールアドレス）

別記第5号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

市町村長

年度（ 年度）熊本県浄化槽整備事業等補助金
実績報告書

年（ 年） 月 日付け 第 号でありました交付
決定通知に基づき 年度熊本県浄化槽整備事業等を実施しましたので、
熊本県補助金等交付規則第13条の規定により、関係書類を添えてその実績を
報告します。

添付書類

- （1）浄化槽整備事業等補助金精算調書（別紙1）
- （2）浄化槽整備事業等補助金精算額内訳書（別紙2）
- （3）補助金対象浄化槽設置者一覧表（別紙3）
- （4）知事が必要と認める書類

【本件の責任者及び担当者の氏名、連絡先等】

- （1）責任者： 所属部署・職名・氏名
- （2）担当者： 所属部署・職名・氏名
- （3）連絡先： （電話番号・Eメールアドレス）

別記第6号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

市町村長 様

熊本県知事

年度（ 年度）熊本県浄化槽整備事業等補助金
交付確定通知書

年（ 年） 月 日付け 第 号で交付決定しました
年度熊本県浄化槽整備事業等補助金については、熊本県浄化槽整備事
業等補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定により、下記
のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- 1 交付確定額 金 円

- 2 交付決定額 金 円

【本件の責任者及び担当者の氏名、連絡先等】

(1) 責任者： 所属部署・職名・氏名

(2) 担当者： 所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先： （電話番号・Eメールアドレス）

別紙1(別記第1号様式関係)

浄化槽整備事業等補助金所要額調書

(単位:円)

		補助対象額 (A)	補助額 (A)×補助率 (B)
1 浄化槽整備事業	転換		
	新設(災害分)		
	撤去費		
	宅内配管工事費		
	合計		
2 合併処理浄化槽整備促進事業			
3 浄化槽改築事業			
合 計			

(記入上の注意)

ア 補助対象額(A)と補助額(B)は、別紙2において浄化槽の人槽ごとに集計した額の合計額を記入すること。

所要額内訳書

浄化槽の種類	
--------	--

事業名	人槽区分		助成基数(基)		基準額(円) (A)	対象経費 支出予定額 (円) (B)	補助対象額 (円)
			単独処理	くみ取			
浄化槽整備事業	5人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	6~7人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	8~10人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	合計	転換					
新設							
合計							
撤去費							
宅内配管工事費							
合併処理 浄化槽整備 促進事業	5人槽						
	6~7人槽						
	8~10人槽						
	合計						
浄化槽改築事業							
合計							

(記入上の注意)

ア「浄化槽の種類」欄は、別表1の処理区分により①~⑤を入力すること。

イ「基準額」欄は、別表1の基準額によって算定される額を記入すること。

ウ「対象経費支出予定額」欄は、市町村が助成する予定額(単独処理浄化槽の撤去に要する費用を含む。)を人槽区分ごとに記入すること。

エ「補助対象額」欄は、(A)欄と(B)欄を人槽区分ごとに比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

事業財源表

(単位:千円)

区 分		金 額
国	補助金	
県	補助金	
市 町 村 支 出	一般歳入	
	地方債	
	その他 ()	
	計	0
総	事業費	0

(記入上の注意)

- ア 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額
- イ その他に計上したものについては、括弧内に記載すること。

別紙1(別記第3号様式関係)

浄化槽整備事業等補助金所要額調査

(単位:円)

		補助対象額 (A)	補助額 (A)×補助率 (B)
1 浄化槽整備事業	転換		
	新設(災害分)		
	撤去費		
	宅内配管工事費		
	合計		
2 合併処理浄化槽整備促進事業			
3 浄化槽改築事業			
合 計			

(記入上の注意)

ア 補助対象額(A)と補助額(B)は、別紙2において浄化槽の種類ごとに集計した額の合額を記入すること。

所要額内訳書

浄化槽の種類	
--------	--

事業名	人槽区分		助成基数(基)		基準額(円) (A)	対象経費 支出予定額 (円) (B)	補助対象額 (円)
			単独処理	くみ取			
浄化槽整備事業	5人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	6~7人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	8~10人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	合計	転換					
新設							
合計							
撤去費							
宅内配管工事費							
合併処理 浄化槽整備 促進事業	5人槽						
	6~7人槽						
	8~10人槽						
	合計						
浄化槽改築事業							
合計							

(記入上の注意)

ア 「浄化槽の種類」欄は、別表1の処理区分により①~⑤を入力すること。

イ 「基準額」欄は、別表1の基準額によって算定される額を記入すること。

ウ 「対象経費支出予定額」欄は、市町村が助成する予定額(単独処理浄化槽の撤去に要する費用を含む。)を人槽区分ごとに記入すること。

エ 「補助対象額」欄は、(A)欄と(B)欄を人槽区分ごとに比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

別紙1(別記第5号様式関係)

浄化槽整備事業等補助金精算調書

(単位:円)

		補助対象額 (A)	補助額 (A)×補助率 (B)
1 浄化槽整備事業	転換		
	新設(災害分)		
	撤去費		
	宅内配管工事費		
	合計		
2 合併処理浄化槽整備促進事業			
3 浄化槽改築事業			
合 計			

(記入上の注意)

ア 補助対象額(A)と補助額(B)は、別紙2において浄化槽の人槽ごとに集計した額の合計額を記入すること。

精算額内訳書

浄化槽の種類	
--------	--

事業名	人槽区分		助成基数(基)		基準額(円) (A)	対象経費 支出予定額 (円) (B)	補助対象額 (円)
			単独処理	くみ取			
浄化槽整備事業	5人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	6~7人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	8~10人槽	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
	合計	転換					
		新設					
		合計					
		撤去費					
		宅内配管工事費					
合併処理 浄化槽整備 促進事業	5人槽						
	6~7人槽						
	8~10人槽						
	合計						
浄化槽改築事業							
合計							

(記入上の注意)

ア 「浄化槽の種類」欄は、別表1の処理区分により①~⑤を入力すること。

イ 「基準額」欄は、別表1の基準額によって算定される額を記入すること。

ウ 「対象経費支出予定額」欄は、市町村が助成する予定額(単独処理浄化槽の撤去に要する費用を含む。)を人槽区分ごとに記入すること。

エ 「補助対象額」欄は、(A)欄と(B)欄を人槽区分ごとに比較して、いずれか少ない方の額を記入すること。

補助対象浄化槽設置者一覧表

1 個人設置型浄化槽

No.	設置者氏名	設置者住所	メーカー及び名称	人槽	処理方法	着工年月日	竣工年月日	浄化槽工事業者名登録(届出)番号	法定検査申込確認	市町村の補助額					計	転換等区分
										浄化槽整備事業補助額(特例分除く)	撤去費(別表1の補助基準額の特例分)	宅内配管工事費(別表1の補助基準額の特例分)	合併処理浄化槽整備促進事業補助額	その他		
(小計)																
合計																

1:単独からの転換
 2:くみ取りからの転換
 3:新設

(記入上の注意)

ア ページごとに小計を記入し、最終ページには小計及び合計を記入すること。

イ 「市町村の補助額」欄については、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額として選定された額を記入すること。
 なお、「その他」欄には、当該要項の補助事業以外で市町村が補助した額を記入すること。

ウ 「転換等区分」欄には、単独処理浄化槽からの転換の場合は「1」を、くみ取り槽からの転換の場合は「2」を、新設の場合は「3」を記入すること。

(添付書類)

- 1 単独処理浄化槽又はくみ取り槽から浄化槽へ転換する場合は、既存の浄化槽を廃止したことを確認できる書類(廃止届の写し等)と、既存の住宅の転換であることを確認できる書類(写真や建物登記簿の写し等)
- 2 災害で被災したかどうか分かる書類(写真や罹災証明書等)

補助対象浄化槽設置者一覧表

2 浄化槽改築事業

No.	設置者氏名	設置者住所	メーカー及 び名称	人槽	着工 年月日	竣工 年月日	市町村の補 助額	施工事業者名	改築工事 の内容
	(小計) 合計								

(記入上の注意)

ア ページごとに小計を記入してください。最終ページには、小計及び合計を記入してください。

イ 「市町村の補助額」欄については、基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない額として選定された額を記入してください。

(添付書類)

- 1 災害で被災したかどうかのわかる書類 (写真や罹災証明書等)